

短期入所生活介護サービス

介護予防短期入所生活介護サービス

[重要事項説明書]

[社会福祉法人 豊和会]

特別養護老人ホーム

あだち園

※当施設の運営及び処遇内容について以下に示します。

※説明後、記名捺印を頂き交付いたします。

短期入所生活介護サービス重要事項説明書

< 令和 年 月 日 >

1. 利用者（被保険者）

被保険者名	様		
要介護認定区分	要 支 援 ・ 要 介 護		
要介護認定有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
認定審査会意見			

2. 事業者の概要

事業者の名称	豊和会
法人の所在地	北九州市小倉南区沼緑町2丁目9-1
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	江上純二郎
電話番号	093-471-5111

3. 利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム あだち園
施設の所在地	北九州市小倉南区沼緑町2丁目9-1
代表者	長濱弥守郎
電話番号	093-471-5111
FAX番号	093-471-5170

4. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

介護サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに、各分野の活動に参加する機会を与えられ、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な介護サービスを提供されるよう援助することを目的とする。

(2) 運営方針

基本的人権尊重の立場から、利用者が自主性、主体性を基本として、安心して楽しく生きがいを持って生活できるよう福祉の理念と合致した運営をする。

(3) サービスの特徴

- ・昭和 48 年 4 月開設、北九州市小倉南北で福祉施設のパイオニアとして質の高い福祉サービスを提供している。

5. 当法人で実施する事業

事業の種類		県知事の事業者指定 指定年月日	指定番号
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	4070500402
在宅	短期入所生活介護	平成 12 年 4 月 1 日	4070500402
	通所介護	平成 13 年 4 月 1 日	4070500816
	訪問看護	令和 6 年 6 月 1 日	4067791303
居宅介護支援事業		平成 12 年 8 月 1 日	4070500758
生活介護事業所		令和 7 年 4 月 1 日	4017600810

6. 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地		4, 927.7 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 5 階建（耐火建築）
	延べ床面積	5,099.85 m ²
	利用定員	12 人

(1) 居室

居室の種類	室 数	面 積	一人当たり面積
1 人 部 屋	5 室	6 3 . 8 9 m ²	1 2 . 7 8 m ²
2 人 部 屋	6 室	1 4 7 . 9 6 m ²	1 2 . 3 3 m ²
3 人 部 屋	1 室	3 2 . 2 2 m ²	1 0 . 7 4 m ²
4 人 部 屋	25 室	1 1 0 6 . 8 3 m ²	1 1 . 0 7 m ²

※居室の指定基準は、一人当たり 1 0 . 6 5 m²

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積	一人当たり面積
食 堂	4 室	3 7 0 . 3 2 m ²	3 . 7 0 m ²
機能訓練室	1 室	2 0 . 0 0 m ²	
一 般 浴 室	1 室	8 8 . 6 8 m ²	
機 械 浴 室	1 室	6 2 . 1 0 m ²	
医 務 室	1 室	3 6 . 9 2 m ²	
静 養 室	2 室	2 7 . 4 6 m ²	
娯楽室（やすらぎルー	1 室	3 4 . 6 4 m ²	

△)			
----	--	--	--

※食堂の指定基準は、一人当たり 3 m²

2

7. 職員体制 (主たる職員)

職 種	保 有 資 格	事業者の指定基準
施設長	社会福祉施設長資格認定講習課程修了等	1 名
生活相談員	社会福祉士、介護福祉士 介護支援専門員等	2 名以上
介護員	介護福祉士、介護支援専門員 社会福祉主事、介護職員初任者研修等	介護・看護職員の総数は、常勤 換算で入所者の数が3人又はそ の端数を増すごとに 1 名以上
看護職員	正看護師、准看護師	3 名以上
機能訓練指導員	正看護師、准看護師等	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	2 名以上
医師	内科医	1 名以上
管理栄養士	管理栄養士	1 名以上

※上記職員の数は、常勤あるいは常勤換算したのち、基準を満たした配置をしています。

8. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
施設長	・ 8 : 30～17 : 30 まで、8 時間勤務	月 9 日 (日・祝は休)
生活相談員	・ 7 : 00～20 : 00 までのうち、8 時間勤務	月 9 日 (日・祝は交代で出勤)
介護職員	・ 日勤者は、7 : 00～20 : 00 までのうち 8 時間勤務 ・ 夜勤者は、16:10～10:10 まで勤務 ・ 7 : 00～20 : 00 は、原則として職員 1 名当た	月 9 日 (日・祝は交代で出勤)

機能訓練	<目的> 機能訓練は、利用者の健康と残存機能の保持観点から、生活リハビリを中心に自立支援を行い、利用者一人ひとりのQOL を高め、アクティビティ等に参加することにより、精神的な高揚、気分転換を図り、日々の生活を楽しむことを目的とします。 ・当施設の保有するリハビリ器具 <table><tr><td>平行棒</td></tr><tr><td>歩行練習階段</td></tr><tr><td>肋木運動器</td></tr></table> 歩行器 車椅子 牽引器	平行棒	歩行練習階段	肋木運動器
平行棒				
歩行練習階段				
肋木運動器				
相談及び援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口：生活相談員)			
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教育娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜アクティビティを企画します。 ・娯楽室として、“やすらぎルーム”を整備し、自由にお使いいただけるよう開放しております。			

(2) 法定給付外サービス

サービスの種類	内 容
特別な食事	・利用者の機能に合わせた食事をご用意できます。
整髪・整容	・利用期間中に訪問理美容を利用することは可能です。

(3) その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後、5年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	毎日 8:30～17:30
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、実費相当額を負担していただきます。

	【1 割負担】 (単位:円)							【2 割負担】					
	要支援		要介護					要支援		要介護			
①. 利用者の要介護度とサービス利用料金	1 4,586	2 5,705	1 6,132	2 6,834	3 7,576	4 8,288	5 8,990	1 4,586	2 5,705	1 6,432	2 6,834	3 7,576	4 8,288
②. うち、介護保険から給付される金額	4,127	5,134	5,518	6,150	6,8183	7,459	8,091	3,668	4,566	4,905	5,467	6,060	6,630
③. サービス利用に係る自己負担額	458	570	613	684	758	829	899	918	1,141	1,227	1,367	1,516	1,558
④. 夜勤職員配置加算 (Ⅰ)			14							27			
⑤. 看護体制加算 (Ⅰ)			4							8			
⑥. 看護体制加算 (Ⅱ)			8							16			
⑦. サービス提供体制加算 (Ⅱ)	19							37					
⑧. 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	102 (1月あたり)							203 (1月あたり)					

⑨.介護職員等処遇改善加算(1)口	単位数を合計したものに 17.6%が加算されます	
⑩. 居室にかかる自己負担額(居住費)1日当たり【※7】	所得段階	
	第1段階	0 円
	第2段階	430 円
	第3段階①	430 円
	第3段階②	
	第4段階以上	915 円
⑪. 食事にかかる自己負担額(食費)1日当たり【※8】	第1段階	300 円
	第2段階	600 円
	第3段階①	1,030 円
	第3段階②	1,360 円
	第4段階以上	1,545 円
⑫ 自己負担額	1日当たり、約 円	

(1) 法定給付サービス分 お支払いいただく利用者負担金は、次の通りです。

注) 上記①～⑨までの表示料金は、1日分を目安として表記するためにそれぞれに単位数を金額に直したもので、実際の計算方法とは異なるため、それらを合算したものと⑫の自己負担額とでは、金額に相違があります。また、予防給付では算定されない加算があります。

◎送迎加算(片道につき)

①. サービス利用料金	2,074 円
②. うち介護保険から給付される金額(1割負担の場合)	1,866 円
③. 自己負担額(1割負担の場合)	208 円

- サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として介護保険負担割合証の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。
- 介護保険料の滞納等により、上記の利用者負担金で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日保険者からの保険給付分の払い戻しを受ける等の手続きが必要になります。
- 滞在費及び食費について・・・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用時に提出願います。
- 送迎範囲について・・・利用者の方の送迎範囲は、北九州市内とします。

※介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせてご利用料金の負担額を変更します。

6

(2) 法定給付外サービス分

種 類	利用者負担金	
特別な居室	・個室 1日	設定なし
特別な食事	・要した費用	実費
理容・美容	・理容 1回	実費
	・美容 1回	実費
日常生活に要する費用 で本人負担となるもの	・要した費用	実費
	日常生活品の購入 レクリエーション費用	クラブ活動費用 等

(3) 利用者負担金のお支払方法

事業者は、当月の利用者負担金を請求書にて翌月 15 日までに請求し、利用者は 25 日までに次の方法によりお支払いいただきます。

➤ 自動口座引き落とし（Ｑ ネット加盟金融機関）

- ※ Ｑ ネット加盟金融機関一覧をご要望の方は、別紙ご用意いたします。
- ※ 手数料は当園が負担いたします。
- ※ 引き落としができなかった月のお支払いについては、下記へお振込みお願いします。その際の振込手数料は、ご利用者負担になります。

（福岡銀行） 口座名義人	支店名	預金種目	番号
特別養護老人ホームあだち園 施設長 長濱弥守郎	小倉支店	普通預金	2 2 7 1 9 2 6

（４）領収書の発行

事業者は、利用者負担金を受納した際に領収書を発行します。当該月に引き落としが確認できたものを、翌月請求時に同封させていただきます。

（５）利用者負担金の滞納

利用者負担金の滞納がある場合には、利用契約書第 13 条に従い対応いたします。

1 1．キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料をいただきます。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は頂きません。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	利用者負担金の 5 0 %

※キャンセルが必要となったときは、至急ご連絡ください。

連絡先	特別養護老人ホームあだち園 TEL093-471-5111
-----	-------------------------------

1 2．施設生活における留意事項

当施設では利用者が快適な入所生活を過ごして頂くべく、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

当施設は医療機関ではなく、介護老人福祉施設です。そのため、医師の常駐はなく看護師の夜間帯の配置がない為、病気、事故等が発生した際に、十分な対応ができない場合があります。万が一事故等が発生した場合、できる限りの対応を致しますが、事前にご理解を頂きますようお願い致します。

転倒・転落について	施設内では原則として身体拘束は行わないため、転倒・転落による事故の危険性があります。歩行時の転倒、ベッドや車いす等からの転落等による骨折、外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。
不慮の骨折について	転倒や転落事故以外でも高齢者の骨はもろく、寝返りや座位、咳、

	くしゃみ等でも容易に骨折する恐れがあります。
皮膚の状態について	高齢者の皮膚は弱く、血管はもろく、少しの摩擦で表皮剥離したり、軽度の打撲であっても皮下出血ができたりしやすい状態にあります。
誤嚥による障害について	加齢や認知症の症状により、食べ物をかむ力や水分を飲み込む力が低下し誤嚥を引き起こす可能性が高い状態にあります。
救急対応について	医師の常駐はなく、夜間帯の看護職員の配置がありません。高齢者であることにより脳や心臓の疾患により急変・急死される場合もあります。急変が起きた場合には救命措置及び救急搬送の対応をとりますが、施設内でお亡くなりになった場合には、嘱託医が死亡確認をします。
感染症について	ノロウイルス、インフルエンザ、疥癬（ヒゼンダニ）等に感染する可能性があります。感染の拡大を防ぐために、入浴の制限（増減）や居室移動をしていただく場合があります。また、状況によっては面会をお断りする場合があります。
受診可否について	発熱や嘔吐等また、転倒・転落等により、緊急と判断し救急搬送した結果、幸いにも軽微である場合もありますが、現場の判断は救命を最優先としておりますことを、予めご了承ください。

1 3．事故発生時の対応

施設は、ご利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者ご家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

施設はご利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4．損害賠償責任保険

保険会社	あいおい損害保険株式会社
保険内容	賠償責任保険

1 5．非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームあだち園消防計画」にのっとった対応を行います。
近隣との協力関	近隣町内自治会（寺ヶ迫上2組）との間に、非常時の応援体制

係	を承認し約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	3箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	30箇所	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり	カーテン等は、防災性能のあるものを使用しております。	
消防計画等	消防署への届け出日：毎年年度初めに実施（更新） 防火管理者：池田憲一			

16. 協力医療機関

サービス提供中に様態の変化などがあった場合は、原則として家族、介護支援事業者へ連絡します。ご家族で主治医等の医療機関への受診をお願いします。

主治医	住所			
	担当医			
	電話			
緊急連絡先 (家族)	住所			
	氏名			
	電話			
介護支援事業者	事業者名および担当ケアマネ			
	電話			

17. 相談窓口、苦情対応

★苦情処理の手順および、解決にあたっての方策として次のように示します。

(福祉サービスに係る苦情解決)

利用者の意向が十分反映された福祉サービスが提供されるために、ご利用者やご家族が福祉サービスに関する苦情を自由に申し出ることができる環境を整え、福祉サービスに係る苦情を適切に解決するための仕組みを整備しています。

①事業者による苦情の適切な解決

常に、その提供するサービスについて、「相談・苦情窓口設置規程」を設け、解決に努めています。

福祉サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

○苦情受付…受け付け方法には、電話・文書・面接の3つの方法があります。

(受 付 担 当)	管理者又はこれに準ずる者
	毎 日 午前8:30～午後5:30
(ご利用時間)	電 話 093-471-5111
(ご利用方法)	面 接 当園相談室

○意見箱…玄関ロビーに設置してあります。

(受 付 担 当)	施 設 長	長 濱 弥 守 郎
(ご利用時間)	随 時	
(ご利用方法)	意見箱に投函	

○第三者委員

(民 生 委 員)	齊藤美保子	093-471-6869
(弁 護 士 ・ 評 議 員)	柴 田 裕 之	093-953-6237

②運営適正化委員会による苦情解決

事業者の努力により、適切な解決が図られるべきものであっても、個々の処遇の内容に関する苦情、当事者同士の話し合いでは解決が困難な苦情があり、このような苦情については、公正・中立な第三者機関によるあっせん等により解決することができます。

公正・中立な第三者機関としては、下記のものがあります。

○小倉南区高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当

(所 在 地)	北九州市小倉南区若園5丁目1-2
(電 話 番 号)	093-951-4127
(F a x)	093-561-7777
(対 応 時 間)	平 日 午前8:30～午後5:00

○福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）

(所 在 地)	福岡市博多区吉塚本町13-47
(電 話 番 号)	092-642-7859
(F a x)	092-642-7857
(対 応 時 間)	平 日 午前8:30～午後5:00

○社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会

(所 在 地)	春日市原町3丁目1番地7
(電 話 番 号)	092-915-3511
(F a x)	092-915-3512
(対 応 時 間)	平 日 午前8:30～午後5:00

第三者評価	提供するサービスの第三者評価は実施していません。
-------	--------------------------

18. 個人情報保護について

社会福祉法人豊和会は、個人情報に関する基本方針に基づき、ご利用者及び身元引受人、ご家族等の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供または収集します。(当園発行の広報誌やパンフレットまたは SNS やホームページ等に名前や写真が掲載されることがあります。)

これらはご本人及び代理人より同意書を徴求し、同意を得たうえで使用させていただきます。なお、利用期間は介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

個人情報の相談・苦情の受付および個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、下記までお問い合わせください

尚、ご利用者または身元引受人、家族等の緊急連絡先について、緊急搬送時、災害時などに各関係機関に対し紹介・開示します。

当施設個人情報 相談窓口	窓口担当者：生活相談員
	対応時間：毎日 午前8:30～午後5:30
	電話番号：093-471-5111
	FAX番号：093-471-5170

19. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は必ず、その都度「面会簿」に記入してください。 面会簿は正面玄関ホールにあります。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰園時間を記入のうえ、 「外出・外泊届」を提出してください。
嘱託医以外の医療機関への受診	原則ご家族の方の付き添いをお願いします。(必要時は園対応にて送迎を行います) 緊急的な受診時等、必要に応じて看護師が同行する場合もあります。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	館内禁煙です。喫煙することはできません。 飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等の他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	個人の床頭台、タンス等へ入れ、各人で管理願います。
現金等の管理	「利用者預り金管理規定」により管理いたします。
宗教活動・政治活動	施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の持ち込み等	施設内でのペットの飼育はお断りいたします。また、面会時のペットの同行もご遠慮願います。

20. カスタマーハラスメントについて

顧客や取引先からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）は、厚生労働省による「働き方改革実行計画」を踏まえ、実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について検討するため開催された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書においても言及されているハラスメント行為となります。

豊和会では、カスタマーハラスメントから職員を守り、全ての職員に気持ちよく働ける環境を提供する義務があると考えており、法的には、労働契約法第5条において「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されているとおり、職員の心身の健康に配慮しなければならないという安全配慮義務を負っています。

豊和会では、ハラスメントとみられるような事象が発生した場合に備えて、その事象がハラスメントにあたるかどうかを判断するための窓口を設置し、ハラスメントに適切かつ迅速に対応するため、外部機関（北九州市介護保険課、顧問弁護士、警察等）と連携します。

カスタマーハラスメントに屈することなく合理的及び理性的な話し合いを求め、より良い関係の構築に努めます。カスタマーハラスメントが行われた場合は、利用契約のお断り、利用契約の解除、または契約更新を中止させていただくこともございます。

カスタマーハラス メント 対応窓口	対応責任者	： 施設長
	窓口担当者	： 生活相談員
	対応時間	： 毎日 午前8：30～午後5：30
	電話番号	： 093-471-5111
	FAX番号	： 093-471-5170

12

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

< 事業者 >

〒800-0207

所在地 北九州市小倉南区沼緑町 2 丁目 9 - 1

事業者 特別養護老人ホーム あだち園

代表者 施設長 長濱 弥守郎 印

< 説明者 >

所属 生活相談員

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受けました。

< 利用者 >

住所

氏名 印

※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名

印

< 身元引受人 >

住 所

氏 名



特別養護老人ホーム
あだち園